



2023年2月3日

各位

会社名 三信電気株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 (COO) 鈴木 俊郎
(コード番号: 8150 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 執行役員 財務本部長 村上 淳一
(TEL 03 - 3453 - 5111)

株式報酬としての第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年2月21日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 38,600 株
(3) 処分価額	1株につき 2,585 円
(4) 処分総額	99,781,000 円
(5) 処分子定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年5月15日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2017年6月23日開催の当社第66期定時株主総会において承認決議されました。さらに、2022年6月15日付取締役会において本制度の継続を決議しており、現在に至るまで本制度を継続しております。

本自己株式処分は、本制度のために設定済みである信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものです。

処分数量につきましては、本制度の導入に際し当社が制定した株式交付規程に基づき、信託期間中の当社取締役の役位及び構成推移等を勘案のうえ、取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2022年9月30日現在の発行済株式総数 16,281,373 株に対し、0.24%

(2022年9月30日現在の総議決権個数123,007個に対する割合0.31%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入)となります。

当社といたしましては、本制度は、取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 本信託の概要

名称	役員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社青山総合会計事務所
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
信託契約日	2017年8月21日
信託の期間	2017年8月21日～2027年8月末日
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2023年2月2日(取締役会決議の前営業日)の東京証券取引所における終値である2,585円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(2023年1月4日～2023年2月2日)の終値平均2,414円(円未満切捨て)からの乖離率7.08%、直近3ヵ月間(2022年11月4日～2023年2月2日)の終値平均2,292円(円未満切捨て)からの乖離率12.78%、あるいは直近6ヵ月間(2022年8月3日～2023年2月2日)の終値平均2,016円(円未満切捨て)からの乖離率28.22%となっております(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(4名、うち2名は社外監査役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上